

第4章 食品ロス削減推進計画

1. 食品ロス削減推進計画の基本事項

(1) 計画策定の目的

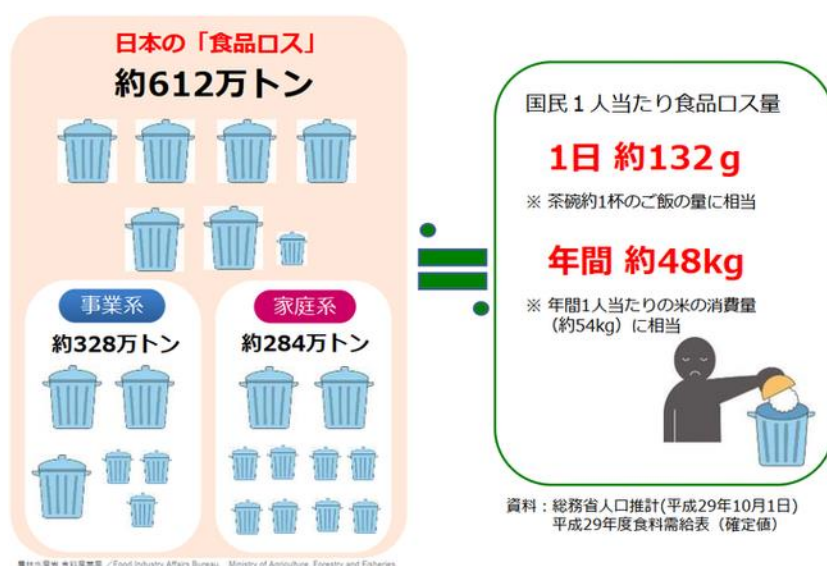
「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のことであり、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において発生しています。

我が国では、年間約 2,550 万 t の食品廃棄物等が排出され（平成 29（2017）年度）、このうち約 23%にあたる約 612 万 t が食品ロスとされており、約 46%は家庭から、約 54%は食品関連事業者から排出されていると推計しています。

国民 1 人あたりの食品ロスは、年間約 48kg であり、1 人あたりの米の年間消費量（約 54kg）に相当し、1 日約 132g は、茶碗 1 杯のご飯の量に相当するものです。

一方、我が国は、食料を海外からの輸入に大きく依存しており、令和元（2019）年度の食料自給率*（カロリーベース）は、38%となっています。

図表 43 日本の食品ロスの発生状況（平成 29（2017）年度）



出典：農林水産省

世界の食料廃棄量は、年間約 13 億 t と推計されており、人の消費のために生産された食料の約 3 分の 1 が廃棄されています。食料の生産には多くの水や資源が費やされているほか CO₂ も排出されており、その排出量は世界全体の 25% を占めています。さらに食料廃棄によっても CO₂ は排出されています。

開発途上国の食品ロスの 4 割は、収穫後や加工の段階で発生し、先進国では、4 割以上が流通と消費の段階で発生しています。

一方、世界中には、飢えや栄養不足で苦しんでいる人々が、約8億人と推計され、世界人口の9人に1人が相当します。

国際的な食品ロス削減への関心は、気候変動や飢餓の撲滅への対応など、持続可能な社会づくりの側面からも高まっており、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」でも「目標12.持続可能な生産消費形態を確保する」において「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人あたりの食料廃棄の半減」が国際目標として設定されています。

国も、令和元(2019)年10月に「食品ロス削減推進法」を施行し、令和2(2020)年3月に閣議決定した「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の中で、「平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロスの量を半減させる」ことを目標として掲げています。また、食品ロス削減推進法では都道府県や市町村においても「食品ロス削減推進計画」を策定することを求め、食品ロスの削減が社会全体で「国民運動」となるよう機運の醸成とその定着に努めることとしています。

喫緊の課題である食品ロスを削減することにより、家計や地方自治体財政への負担軽減、CO₂排出量の削減による気候変動への対応、食品の生産や廃棄に伴う資源ロスの削減などに加えて、地域の食に関わる文化の再認識につながることも期待されています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が社会経済活動に及ぶ中、食の生産・製造から消費に至る段階にもさまざまな状況変化が生じています。

以上を踏まえ、本区では、「台東区食品ロス削減推進計画」(以下、「食ロス計画」という。)を策定し、区民・事業者・来街者・行政が、相互に連携・協力し、食品ロス削減の取り組みを進めます。

(2) 計画の位置付け

食ロス計画は、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づき市町村が国または都の基本方針等を踏まえて策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」(市町村食品ロス削減推進計画)として位置付けます。

また、「台東区食育推進計画」との調和を図るものとします。

(3) 計画の期間

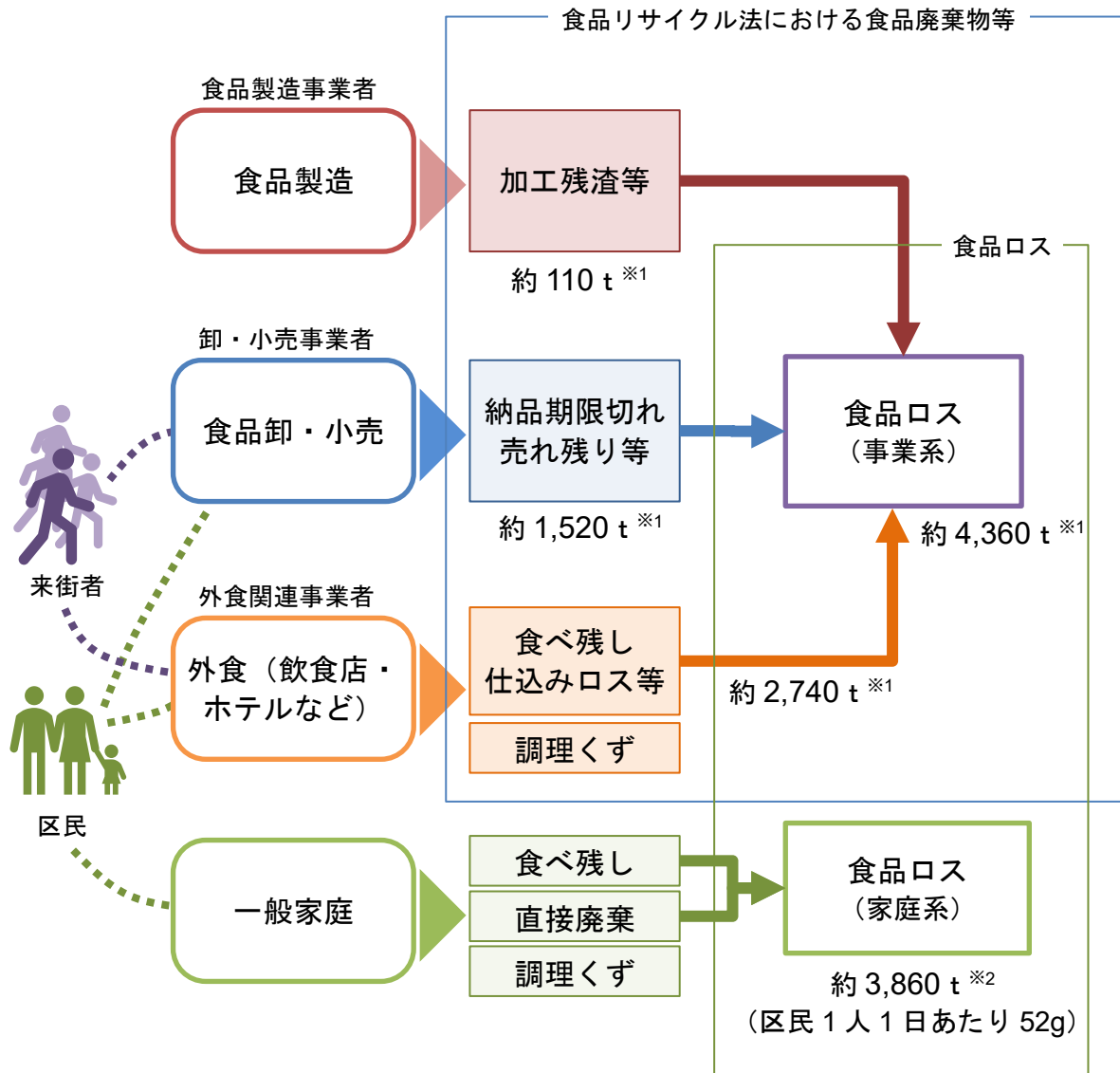
令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法その他の制度の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2. 本区の食品ロスの状況

区内の食品ロス発生状況は図表 44 のとおりです。

図表 44 台東区における食品ロス発生概念図



※1 東京都による事業系食品ロス量推計量に、業種ごとの台東区の売上高比率（平成 28 年経済センサス活動調査）を乗じて算出した推計値

※2 令和元年度台東区廃棄物排出実態調査からの推計
「過剰除去」については、ごみ袋の開袋調査においては判断が難しいため、同調査においては「調理くず」に含まれている。

食品ロスとは

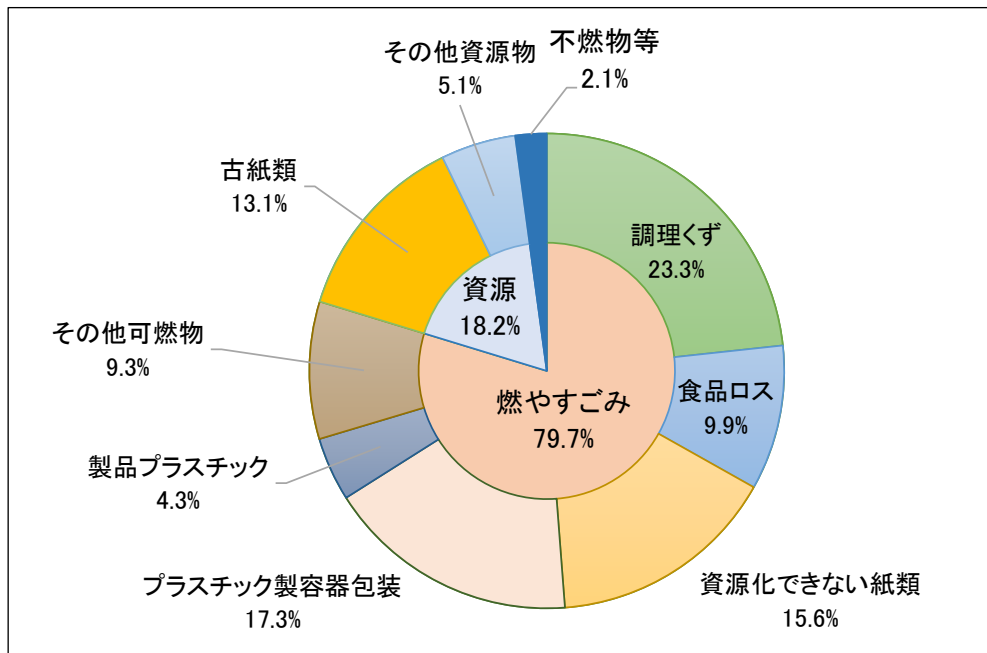
まだ食べられるのに廃棄されてしまう食品のことで、次の3つに分類されます。

- ・ 直接廃棄：賞味期限切れ等により料理の食材として使用またはそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。
- ・ 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分
- ・ 食べ残し：調理され又は生のまま食卓にのぼった食品のうち、食べ切らずに廃棄されたもの。

(1) 家庭から排出される食品ロスの量（推計）

令和元年度排出実態調査によると、燃やすごみの中には、手を付けず廃棄されたり食べ残されたりした「食品ロス」が9.9%含まれています。

図表 45 燃やすごみの組成（再掲）



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

仮に、令和元（2019）年度の燃やすごみ量 38,984t に対し、単純に食品ロス組成比率 9.9% を乗じると、

令和元（2019）年度家庭系食品ロス発生量：3,859 t

（区民 1 人 1 日あたり 52.0g/人日）

と推計されます。

食品ロスの例（区の組成調査結果より）



【直接廃棄】

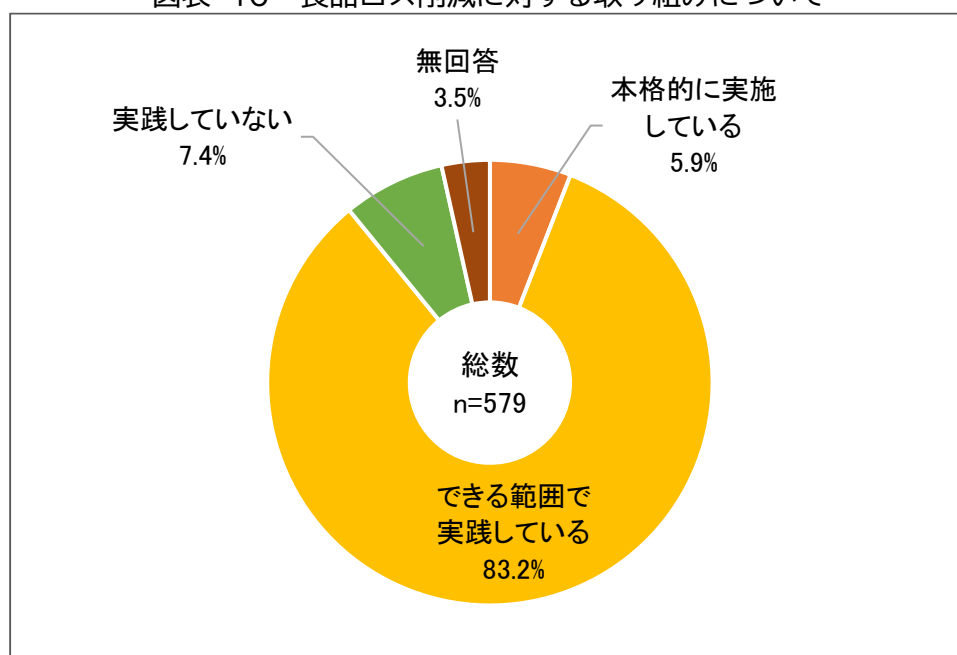


【食べ残し】

(2) 家庭における食品ロス削減の取り組み

令和元年度排出実態調査における区民向けアンケート調査によると、食品ロス削減に対する取り組みについては、「出来る範囲で実践している」が83.2%と最も多く、次いで「実践していない」が7.4%、「本格的に実施している」が5.9%となっています。このことから9割近くの家庭が食品ロス削減に対して取り組んでいることがわかります。

図表 46 食品ロス削減に対する取り組みについて



出典：令和元年度 台東区廃棄物排出実態調査

(3) 事業所から排出される食品ロス量（推定）

図表 44 では、東京都による都全体の事業系食品ロス量推計と経済センサスによる台東区の売上高比率から、区内で発生する事業系食品ロスの量を約4,360tと推計しています。

業種別事業系燃やすごみの組成（図表 28）に見るように、飲食店・宿泊業では燃やすごみ中の生ごみの比率が高いため、食べ残し等の食品ロスが相当量含まれているものと推定されます。

(4) 本区におけるこれまでの食品ロス削減への取り組み

本区では、以下のような普及啓発事業等に取り組んできました。

①「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンへの参加

全国約 400 自治体（令和 2（2020）年 8 月現在）が参加する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参加し、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施しています。

②食品ロス削減講座の開催

平成 29（2017）年度より、食品ロス削減講座を開催し、講義や食品リサイクル施設の見学、食材を無駄にしないための料理教室を実施しています。

③台東区協働事業提案制度を活用した事業

地域活動団体等から事業提案を募集し、区と協働で実施する「台東区協働事業提案制度」を活用し、平成 30（2018）年度に以下の取り組みを実施しました。

ア) 台東区オフィシャルサルベージ・プロデューサー育成講座

イ) みんなでサルベージ・クッキング教室

ウ) 親子でサルベージ・パーティ

④食品ロス削減の啓発担い手育成講座の開催

令和元（2019）年度に、食品ロス削減に取り組み、地域に広めていく人材を育成するための「食品ロス削減の啓発担い手育成講座」を開催しました。地域での「サルベージ・パーティ」の企画、開催等を促しています。

【食品ロス削減講座の様子】



食品リサイクル施設の見学



食材を無駄なく使う料理教室

⑤食品ロス削減レシピの公開

華学園栄養専門学校が監修する食品ロス削減レシピを区ホームページで紹介しています。あわせて、食品ロス削減講座（料理教室）で実習したメニューも公表しています。

⑥食品ロス削減キャンペーンの実施

食品ロス削減推進法で定められた「食品ロス削減月間」に合わせ、区内のスーパーなどの協力のもと、食品ロス削減キャンペーンを実施しています。

キャンペーン期間中、協力店ではレジの横や店内、そして賞味期限の近い食品売り場などにポスターを掲示し、食品ロス削減の啓発を行っています。

⑦区民向け啓発リーフレットの作成

食品ロスの削減に関する区民向け啓発リーフレットを作成し、イベント等で配布しています。

⑧飲食店、販売店向け啓発ポスター、啓発グッズの配布

区内飲食店向けに、啓発ポスターや卓上POPを作成し、配布しています。また、販売店向けの啓発ポスターを作成、配布しています。



【卓上POP】

3. 食品ロス削減推進計画の方向性

(1) 食品ロス削減推進の基本理念

みんなで食べものを大切にする世界の実現
～おいしく食べて、たのしく解決～

食品ロスを削減するには、一人ひとりが食べものを大切にする心を育み、みんなで取り組んでいくことが必要です。そこで、「みんなで食べものを大切にする世界の実現」を基本理念とし、幅広い世代に親しみやすいスローガンとして「～おいしく食べて、たのしく解決～」を掲げます。

区民、事業者、来街者、関係団体、区など相互に課題を共有し、アイデアを持ち寄り、連携・協力のもと、台東区らしい食品ロス削減の取り組みを推進し、食べものを大切にする世界の実現を目指します。

(2) 食品ロス削減推進の基本方針

基本理念の実現に向け、3R+S を基本原則とした、以下の3つを食品ロス削減推進の基本方針と定めます。

基本方針1 リデュース（発生抑制）の取り組み

まだ食べることが出来る食品を廃棄しない「リデュース（発生抑制）」を優先して取り組みます。

基本方針2 リユース（再使用）とリサイクル（再生利用）の取り組み

食品を必要としている人へ届ける「リユース（再使用）」「リサイクル（再生利用）」に取り組みます。

基本方針3 サステイナブル（持続可能）な取り組み

これらを「持続可能な取り組み（サステイナブルマネージメント）」として行うことで食品ロスを削減し、みんなで食べものを大切にする世界の実現を目指します。

弁天島の石碑と「もったいない」の気持ち

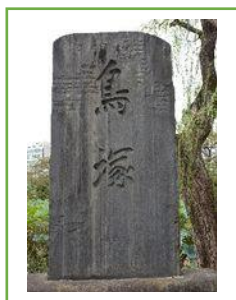
不忍池の弁天島には、特徴的な石碑が数多くあり、鳥や魚、ふぐ、スッポンまでさまざまです。

これらの石碑は、食材として用いられた鳥や魚などに対して「感謝の気持ち」と食や生命に対する「尊さ」などをあらわし、建立されたもので、「もったいない」の精神に通じます。

本区には、かつてより、食べものを大切にする気質があります。

食品ロスの削減は、先人の食材に対する思いと地域における食文化の再認識にもつながります。

そして、多くの食品は、生産、加工、運搬、販売などの各段階において、資源や労力、時間などを費やし消費者のところまでやってきます。貴重な食品を「生命のバトン」のリレーとして、誰もが「生命のバトン」を各段階で落とす（廃棄する）ことなく、つなぎ、アンカー（消費者）がゴールできる（頂ける）よう、区では各主体の取り組みを支援します。



鳥塚



魚塚

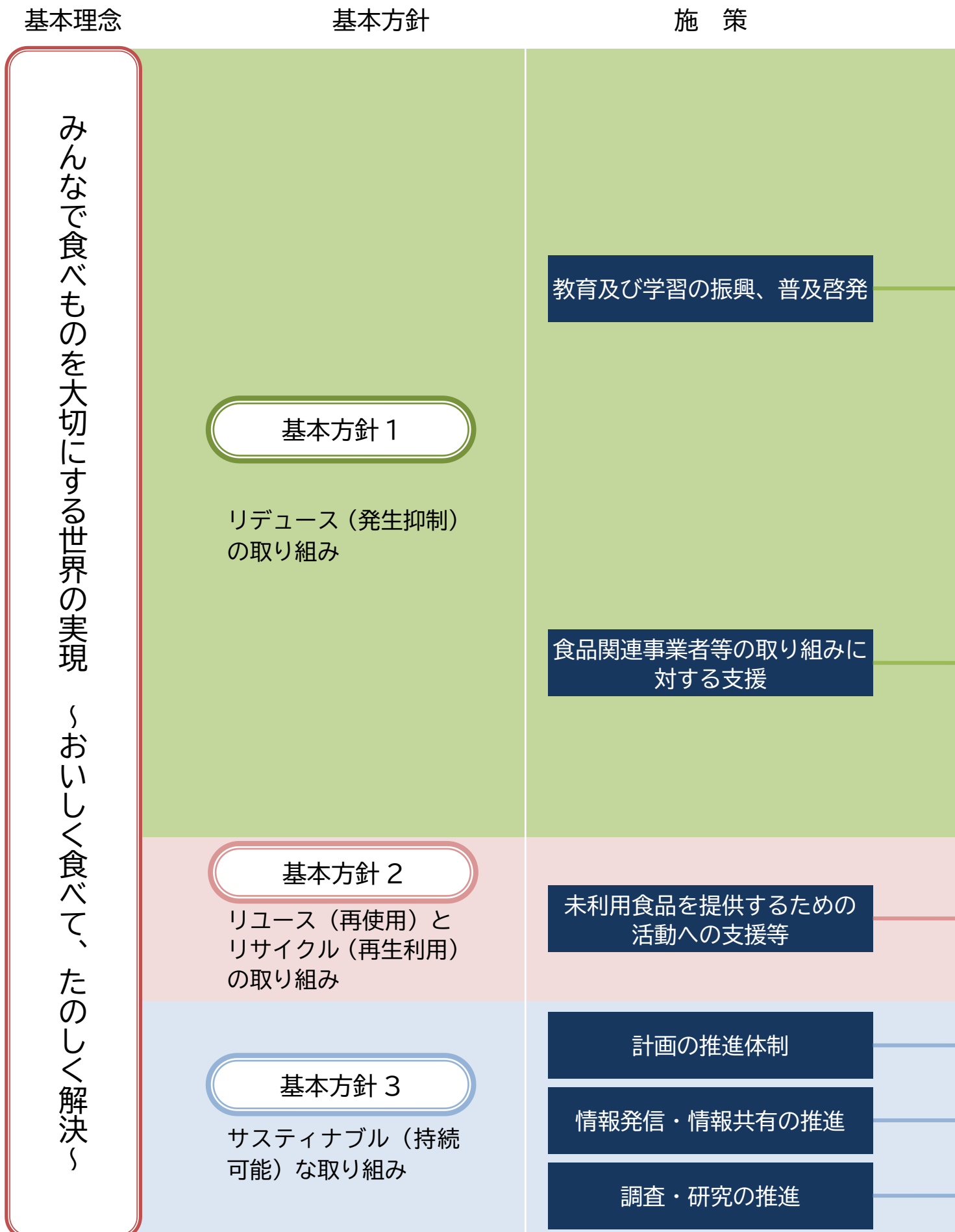


ふぐ供養碑



スッポン感謝塔

4. 食品ロス削減推進計画の体系



取り組みの内容

目標

- (仮称) 食品ロス削減クッキングの日の創設
 - ・ 手つかず食品の廃棄を削減
 - ・ 冷蔵庫の中の定期的な点検を習慣化する活動を推進
 - ・ 食材の使い切りを推進
 - ・ 各種イベントで食品ロス削減対策を推進
 - ・ 賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促すための情報を提供
 - ・ 消費・賞味期限間近の商品の優先購入を推奨
 - ・ 季節ごとの消費の機会をとらえ情報発信を行い、外食時の食べきり等に係る啓発を推進
 - ・ 地域において食品ロスの削減を担う人材を育成するための取り組みを推進
 - ・ 食品ロスの削減に関する理解と実践を促進

- リサイクル協力店制度の見直し
- 新たなツールを活用した食品ロス削減の取り組みの促進
 - ・ 規格外や未利用の農林水産物の活用を促進
 - ・ 季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進
 - ・ 食品関連事業者に対する消費者啓発に取り組むことの働きかけ、啓発資材の提供

- フードドライブ*の実施
 - ・ 食品関連事業者とフードバンク*活動団体との情報共有等
 - ・ 学校給食等に伴う食品廃棄物の飼料化を継続
 - ・ 食品廃棄物の飼料化等による適正な再利用の促進
 - ・ 防災備蓄品の有効活用

- 台東区廃棄物減量等推進審議会の開催

- リサイクル協力店制度の見直し
- 新たなツールを活用した食品ロス削減の取り組みの促進

- 調査・研究の実施

食品ロス削減の取り組みを実践している区民の割合 100%を目指す
区民一人一日あたりの食品ロス排出量 約26g (半減を目指す)

(令和元年度比)

5. 数値目標

食品ロスや食品廃棄物の排出状況などを定期的に把握するとともに、計画の進捗を評価する指標を用いて検証します。

[指標]

- ・ 区民1人1日あたりの食品ロス排出量
- ・ 食品ロス削減の取り組みを実践している区民の割合

図表 47 食品ロス削減にかかる目標

指標	定義	令和元 (2019)年度 基準年度	令和7 (2025)年度 中間年度	令和12 (2030)年度 目標年度
区民1人1日あたりの食品ロス排出量	区内の家庭から排出した区民1人1日あたりの食品ロスの量	約52g/人日	約39g/人日	約26g/人日 半減を目指す
食品ロス削減の取り組みを実践している区民の割合	食品ロスの課題を認識し、削減に向けて何らかの取り組みを行っている区民の割合	・「本格的に実践している」5.9% ・「出来る範囲で実践している」83.2%	100%を目指す	100%を目指す

6. 取り組みの内容

(1) 基本方針1 リデュース（発生抑制）の取り組み

取り組みの内容

■ 教育及び学習の振興、普及啓発

区民が食品ロスの削減に自発的に取り組めるようにするため、その重要性についての関心と理解の増進等を図る普及啓発を推進します。

- ・ 手つかず食品の廃棄を削減します。
- ・ 冷蔵庫の中の定期的な点検を習慣化する活動を推進します。
- ・ 食材の使い切りを推進します。
- ・ 各種イベントで食品ロス削減対策を推進します。
- ・ 賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促すための情報を提供します。
- ・ 消費・賞味期限間近の商品の優先購入を推奨します。
- ・ 季節ごとの消費（宴会や恵方巻など）の機会をとらえ、予約購入や外食時の食べきり等に係る啓発を推進します。
- ・ 食品ロス削減月間（10月）、食品ロス削減の日（10月30日）さらに、特定の日等を「(仮称)食品ロス削減クッキングの日」として区民の意識の醸成、社会的な機運を高める取り組みを実施します。

取り組みの内容

- ・ 地域において食品ロスの削減を担う人材を育成するための取り組みを推進します。
- ・ 食品への感謝の気持ちを育み、食品ロスの削減に関する理解と実践を促します。

- (仮称) 食品ロス削減クッキングの日の創設 **【新規】**

■ 食品関連事業者等の取り組みに対する支援

製造、卸、販売等の各段階において発生する食品ロスの削減のための積極的な取り組みを支援します。特に、飲食店や小売店の活動への支援を重点的に行います。

- ・ 規格外や未利用の農林水産物の活用（加工・販売等）を促進します。
 - ・ 季節商品（恵方巻など）の予約販売等、需要に見合った販売を推進します。
 - ・ 食品関連事業者が、消費・賞味期限間近の商品の優先的な購入など消費者への適切な購買行動の促進等の啓発に取り組めるよう働きかけるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供します。
 - ・ 小盛サイズのメニューの導入など、消費者の希望に沿った量で料理を提供する事業者の取り組みを促進します。
 - ・ 外食事業者の優良な取り組み事例を紹介します。
 - ・ 需要予測の高度化や食品流通の合理化、フードシェアリング*等の新たなビジネスモデルを含めた ICT 等の新技術の活用による食品ロス削減の取り組みを促進します。
- リサイクル協力店制度の見直し **【重点】**
 - 新たなツールを活用した食品ロス削減の取り組みの促進 **【新規】**

(2) 基本方針 2 リユース（再使用）とリサイクル（再生利用）の取り組み

取り組みの内容

■ 未利用食品を提供するための活動への支援等

フードバンクの活動は、食品ロスの削減に大きく寄与するものであり、その活動を広く紹介し、フードバンクに対する理解を深め、連携・協力を発展するよう努めます。

- ・ 食品関連事業者とフードバンク活動団体との情報共有などを行い、フードバンクの活動を紹介します。
 - ・ フードドライブ等を推進します。
 - ・ 学校給食等に伴う食品廃棄物の飼料化を継続します。
 - ・ 食品廃棄物の飼料化等による適正な再利用を促進します。
 - ・ 防災備蓄食品の有効活用を図ります。
- フードドライブの実施

(3) 基本方針 3 サステイナブル（持続可能）な取り組み

取り組みの内容

■ 計画の推進体制

区の消費生活、産業、観光、教育、清掃・リサイクルに関わる部署が連携し計画を推進します。また、台東区廃棄物減量等推進審議会において、食品ロス削減の取り組み状況について報告し、継続的に検証を行います。

- 台東区廃棄物減量等推進審議会の開催

■ 情報発信・情報共有の推進

食品ロス削減に関する情報をウェブサイト等で広く周知するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取り組みやアイデアを募集し、ソーシャルネットワーク*等も活用して紹介します。

食品ロス削減の取り組みにインセンティブ*を付与するとともに、他者への取り組みが促進するよう、表彰制度の創設を検討します

- リサイクル協力店制度の見直し **【重点】**
- 新たなツールを活用した食品ロス削減の取り組みの促進 **【新規】**

■ 調査・研究の推進

食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉ならびにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続して実施し、食品ロスの内容、発生要因等を分析します。

食品ロスの課題を認識し、削減に取り組む区民の割合を調査します。

7. 各主体の役割

キーワードは「理解」「共感」「行動」

食品ロスは、消費者及び事業者の双方から発生しており、食品の製造から販売までの流れの中（サプライチェーン*）全体で取り組むべき課題です。その際、食品関連事業者間のつながりも大切ですが、事業者と消費者を「結ぶ」視点が必要です。消費者や食品関連事業者等が、以下に掲げる「各主体の役割」を理解し、実践するとともに、食品関連事業者等は、食品ロスの削減のための課題と自らの取り組みを消費者に伝え、消費者はそれに共感し、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品や店舗等を優先的に利用するといった、双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要です。

このコミュニケーションに関係団体や行政なども参画し、課題の「見える化」に努め、それぞれの役割を果たしながら、さらにコロナ禍の影響による新しい生活様式の転換を進め、多様な主体が連携・協働し、国民運動として食品ロスの削減の取り組みを促進します。

(1) 区民の役割

区民は、食品ロス削減の重要性を理解するとともに、食品に対する大切さや感謝の気持ちを持ち、自らの行動が、社会や環境、そして他の国々にまで影響を与えることを自覚して、家庭、学校、職場など日々の暮らしの場面において、食品ロスの削減につながる取り組みを実践することとします。

日常生活においては、買い物時に使い切れる分だけを購入し、賞味期限や消費期限切れの食品を出さない、食べ残しをしないようにします。また、外食の際には、食べきれない量を考えた注文や、提供された料理を食べ切るように努め、料理が残ってしまった場合には、飲食店の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰ることも心がけます。

食品ロスの削減に取り組む販売店や飲食店を積極的に利用するなど、事業者等の取り組みを支援します。

(2) 事業者の役割

事業者は、サプライチェーン全体で食品ロスの状況把握やその削減の必要性について理解を深めるとともに、食品リサイクル法に基づき食品ロスの削減や食品リサイクルを推進し、自らの事業活動に関して食品ロスの削減につながる取り組みを実践することとします。

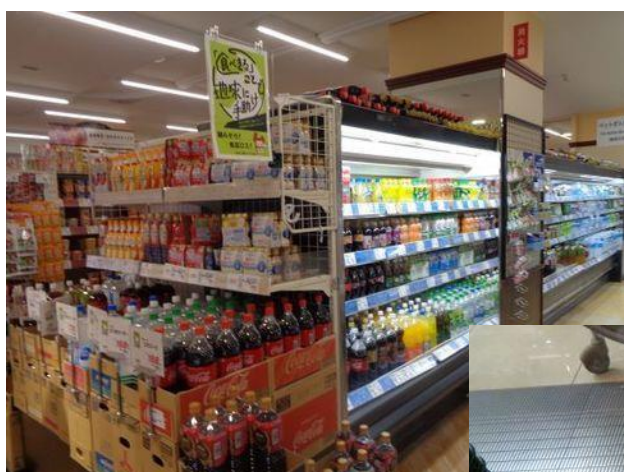
また、区や東京都が実施する食品ロス削減に関する施策に対して積極的に協力するとともに、消費者と連携して社会全体で食品ロスの削減が推進されるよう努めるものとします。

さらに、本区は観光客をはじめ来街者も多いことから、来街者と接する機会のある事業者は、食品ロス削減の取り組みをエンターテイメントのひとつとして演出し、消費者を楽しませることに努めることとします。

また、卸・販売店では食品販売における商慣習（1/3ルールなど）の見直しや、需要に応じた販売の工夫を行うことにより、サプライチェーンにおける食品ロス削減を進めます。卸から販売店への納品期限切れとなった食品や輸送過程で発生した中身に問題のない外装等の破損品等は、フードバンク活動の実施主体に無償提供するなど、未利用食品の有効活用に努めます。

販売店においては、賞味期限や消費期限に近い食品を売り切るための取り組み（値引きやポイント付与等）や、少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行います。

飲食店やホテルなど外食関連事業者においては、消費者が食べ切れる小分けメニューなどの仕組みを導入したり、宴会の際の「3010運動*」の働きかけを行うなど、消費者の食べきり行動を促します。また、食べ残した料理の持ち帰り希望者に対しては、衛生上の注意を説明するなど食中毒等を予防するための工夫をした上で、消費者の自己責任で持ち帰ることに協力するよう努めます。



【区内スーパーにおける
食品ロス削減キャンペーン】



(3) 来街者の役割

観光客等が多い本区では、来街者の行動が地域に与える影響が大きいことから、来街者の食品ロス削減に対する意識と行動が大変重要になります。

来街者は、食品ロスの削減に取り組む飲食店等を積極的に利用することをエンターテイメントのひとつとして楽しみつつ、外食や会合等において、おいしく食べ切ることに努めます。

(4) 関係団体などの役割

消費者団体やフードドライブ実施団体、大学研究機関などは、これまでの食品ロス削減の取り組み経験や知見、ネットワーク等を生かし、区と連携しながら食品ロス削減の取り組みや普及啓発活動等を実践します。

(5) 区の役割

区は自ら率先して食品ロスの削減に向けた取り組みを実践するとともに、区民・事業者の取り組みに対し、積極的な支援を行います。また、上記の求められる役割と行動を実践する消費者や事業者などが増えるよう、食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策を実施します。

8. 関連する施策との連携

食品ロスの削減の推進については、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第106号）、食育推進基本計画（第3次、平成28年食育推進会議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年環境省告示第34号）など多岐にわたる施策に位置付けられています。

さまざまな関連施策の連携を推進するため、関係機関等との緊密な連携に努めます。

